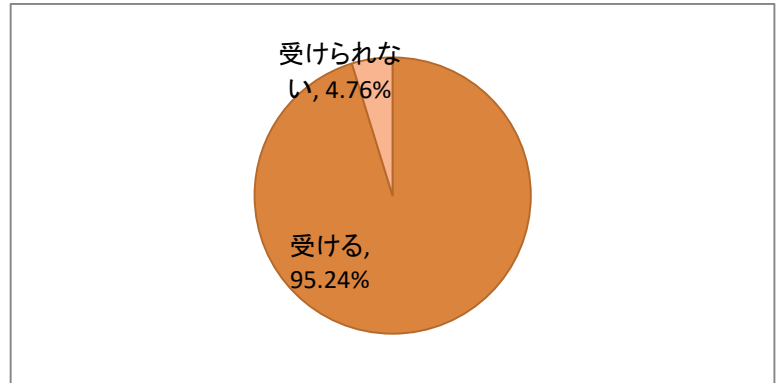


専門委員推薦に際しての調査アンケート

令和5年12月1日
一般社団法人日本知財学会

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

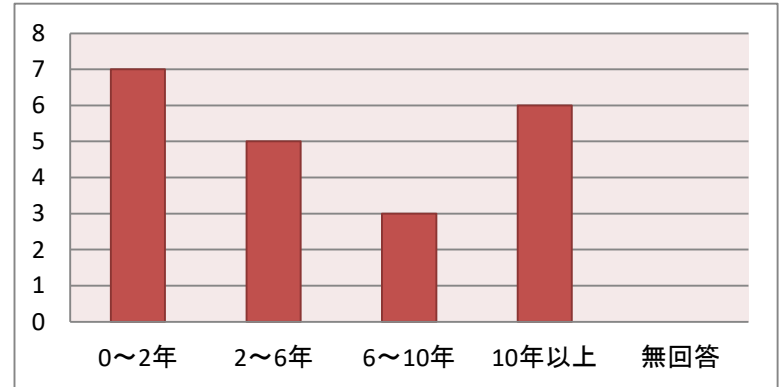
	人数	割合
受ける	20	95.24%
受けられない	1	4.76%
合計	21	100.00%



1.専門委員に関する御経験を伺います

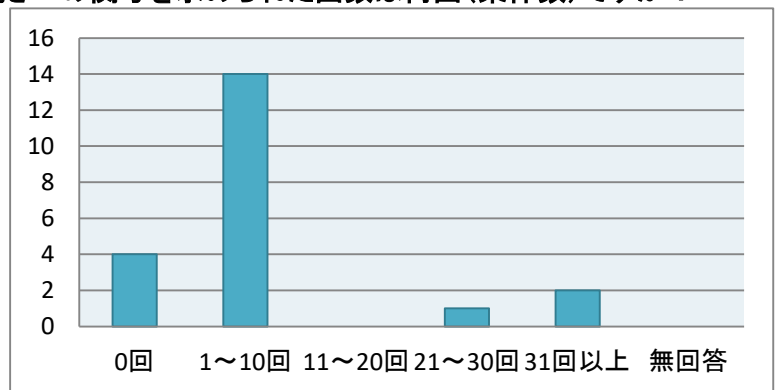
1.1 専門委員に任命されて何年ですか？

年数	人数
0～2年	7
2～6年	5
6～10年	3
10年以上	6
無回答	0
合計	21

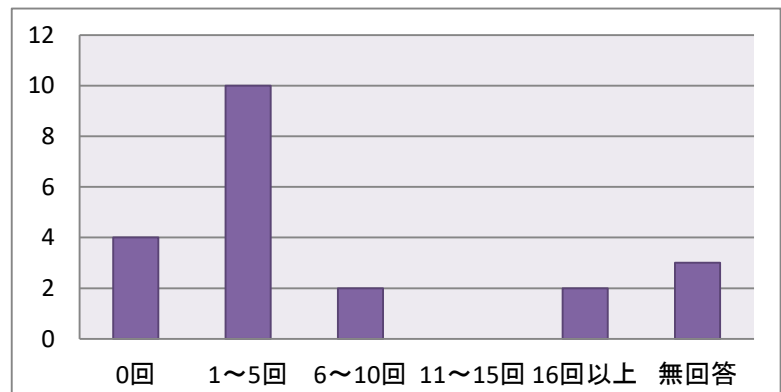


1.2 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

回数	人数
0回	4
1～10回	14
11～20回	0
21～30回	1
31回以上	2
無回答	0
合計	21

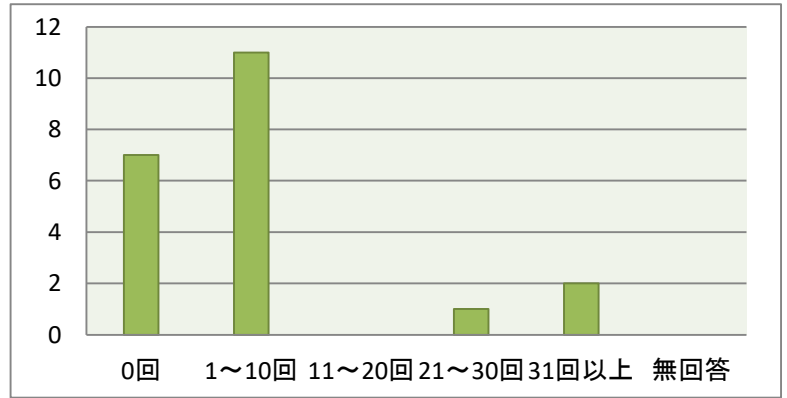


案件数	人数
0回	4
1～5回	10
6～10回	2
11～15回	0
16回以上	2
無回答	3
合計	21



1.3 質問1.2のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

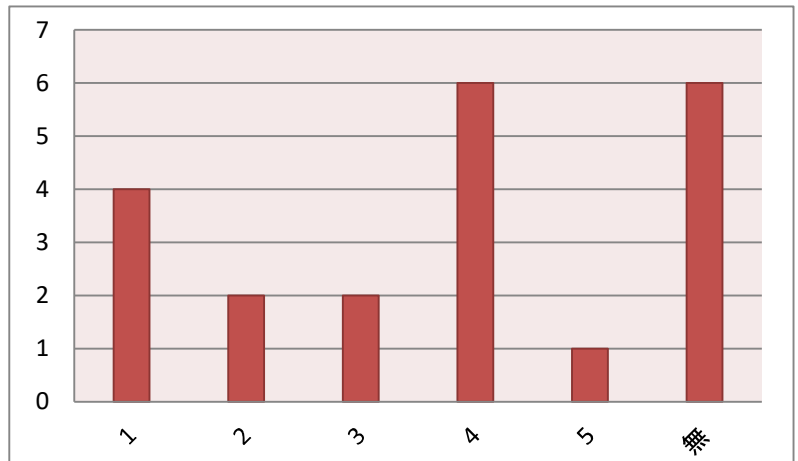
回数	人数
0回	7
1～10回	11
11～20回	0
21～30回	1
31回以上	2
無回答	0
合計	21



1.4 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

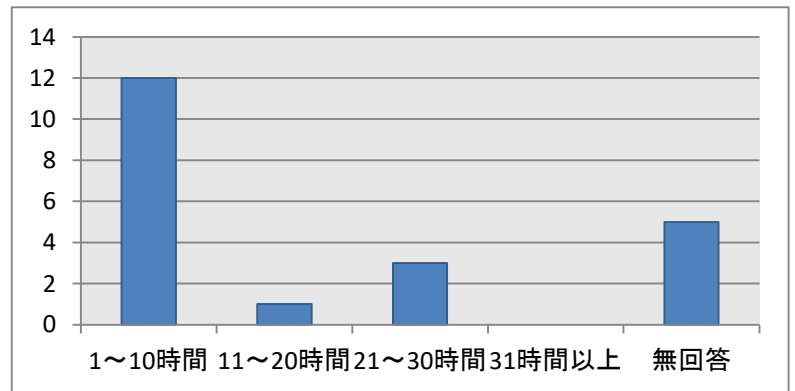
●打ち合わせ

時間	人数
1時間	4
2時間	2
3時間	2
4時間	6
5時間以上	1
無回答	6
合計	21



●予備的な調査など

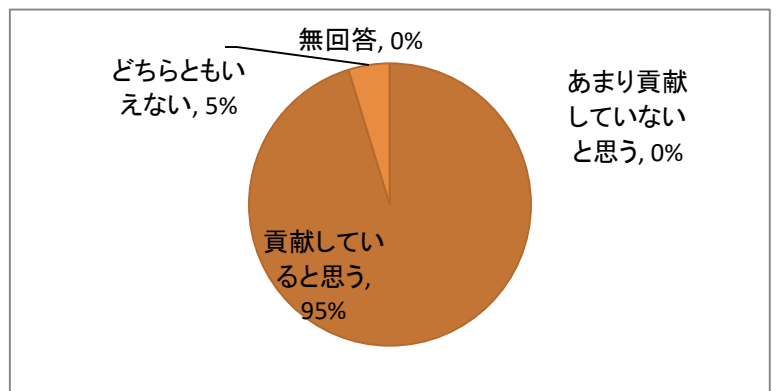
時間	人数
1～10時間	12
11～20時間	1
21～30時間	3
31時間以上	0
無回答	5
合計	21



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

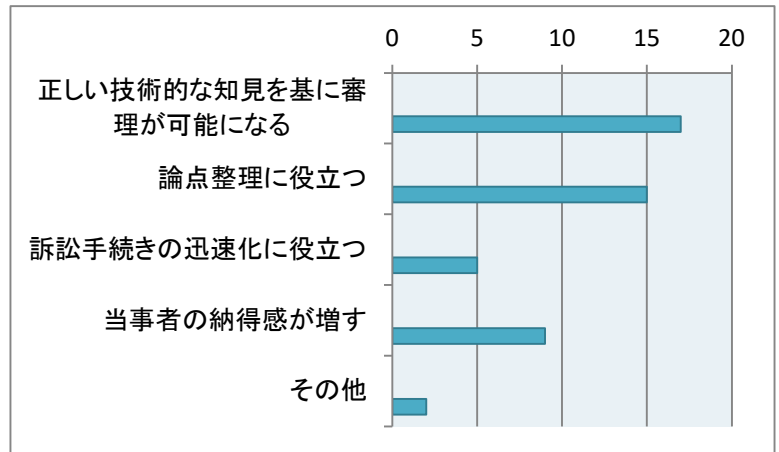
2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

	人数	割合
貢献していると思う	20	95%
どちらともいえない	1	5%
あまり貢献していないと思う	0	0%
無回答	0	0%
合計	21	100%



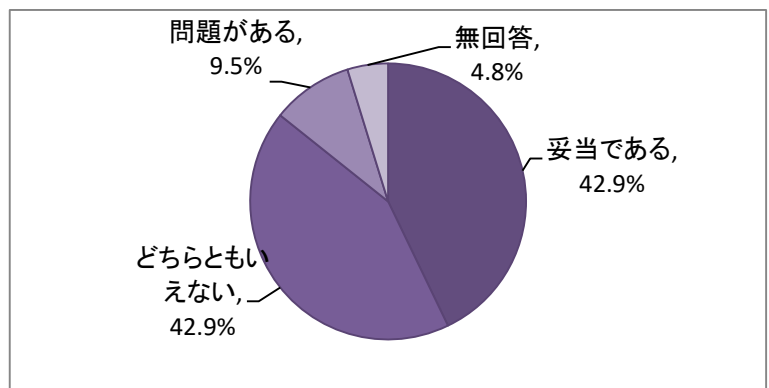
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	17
論点整理に役立つ	15
訴訟手続きの迅速化に役立つ	5
当事者の納得感が増す	9
その他	2



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

	人数	割合
妥当である	9	42.9%
どちらともいえない	9	42.9%
問題がある	2	9.5%
無回答	1	4.8%
合計	21	100.0%



2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

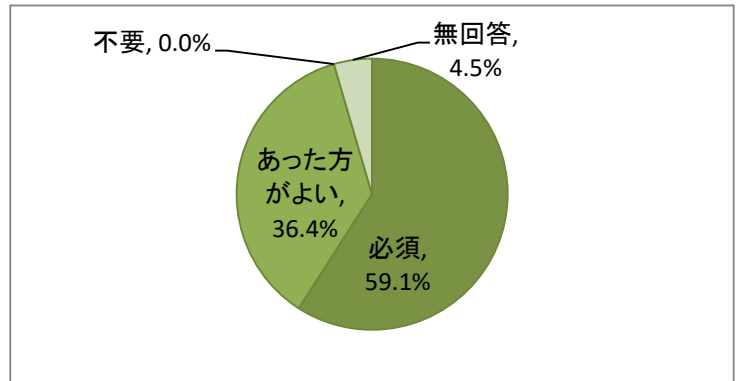
原告が訴訟を取り下げたため、最終的には関与しないこととなったが、事前に読み込む必要のある資料が膨大で、報酬・待遇面に関して、幾分か問題を感じた。ただし、案件によって負荷が大きく異なる可能性もあり、何とも言いえないところである。

予備的な調査（1件当たり20時間ほど）に対する報酬がないこと。定額でよいので支給されるべき。

2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

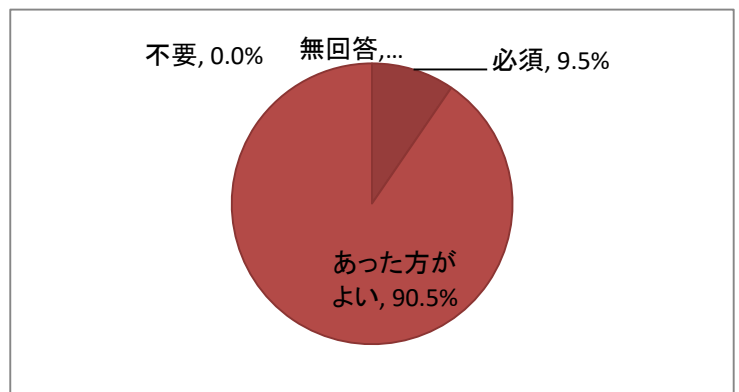
■知財制度の知識

	人数	割合
必須	13	59.1%
あった方がよい	8	36.4%
不要	0	0.0%
無回答	1	4.5%
合計	22	100.0%



■訴訟手続きに関する知識

	人数	割合
必須	2	9.5%
あった方がよい	19	90.5%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%

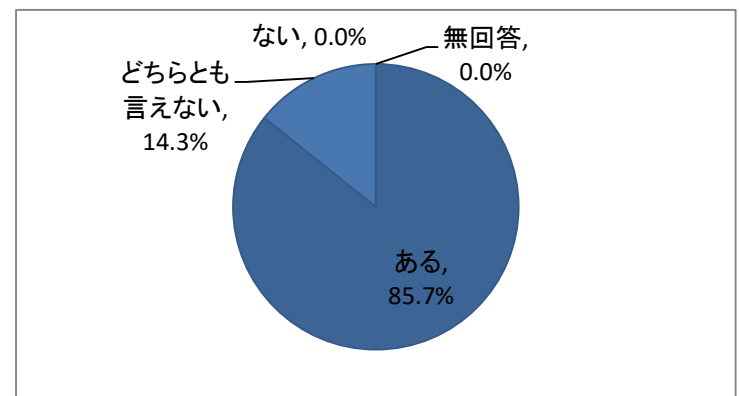


■その他必要な知識や素養

真の論点を理解する能力
文章の理解力、技術の理解力
質問力
他委員の意見も尊重する姿勢

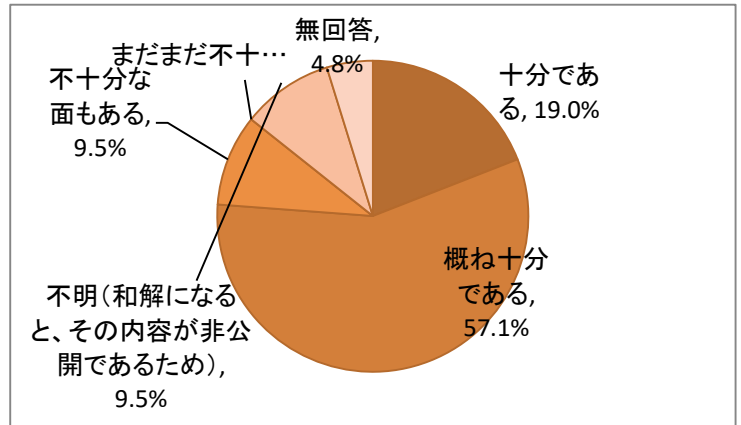
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

	人数	割合
ある	18	85.7%
どちらとも言えない	3	14.3%
ない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

	人数	割合
十分である	4	19.0%
概ね十分である	12	57.1%
不十分な面もある	2	9.5%
まだまだ不十分である	0	0.0%
不明(和解になると、その内容が非公開であるため)	2	9.5%
無回答	1	4.8%
合計	21	100.0%



2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

本来重要ではない事項について原告被告間で議論が行われている場合があったので、両者が何を主張すべきかの論点整理についても技術的知見を活かせるとう良い。両者のやり取りが始まった以降は、結果としてどちらかに肩入れするような形となり、変更が難しい。

裁判(法律上)上の技術的な論点と専門委員の示す論点がずれてしまい、議論が適切に行えないことがある。知財制度と訴訟の基本的ルールを理解できるように何らかの措置があった方が良いのではないかと。

和解になった場合でも、専門委員の知見が、どのように反映されたのか、知るような機会があると、専門委員としても勉強になるので、お教えしていただけると幸いです。

2.9 その他、専門委員に関するご意見(自由記述)。

専門家である第三者が裁判に関与できる貴重な制度であり、裁判所が活用することが望まれる。

WEB参加が可能ではあるものの、WEB参加では、現場や投影スライドなどが非常に見えにくい。実際の運用としては、現地参加が必要な状態と感じています。専門委員こそ、全国の専門家を有効活用するために、WEB参加の環境を整えてほしい。WEB参加であれば、移動時間や交通費も不要となり、公費の節約にもなるかもしれません。

関与した事件の判決(心証開示含む)結果を共有していただきたい。専門委員を継続するインセンティブとして重要ではないかと思料します。(昨年度に専門委員として参加した事件はその後の状況が不明のままです)

2022年12月7日開催の「令和4年度 専門委員実務研究会」(第5班 ウェブ会議)は大変有意義であったと思います。

専門委員の勉強会を年に2回程度やっていただけると、より勉強の機会が持ててよいと思う。最近の裁判の事案等をお教えいただけるような、情報があると、より自己研鑽に結びつくものと思われます。

実際に訴訟手続きに関与したことはないものの、「正しい技術的な知見に基づいた審理が可能になる」、「論点整理に役立つ」などの貢献があると考えており、訴訟手続きにおいて必要な制度と考えています。

より広い候補者に意向を尋ねた後、希望者から選択するような様式にすれば、よりふさわしい専門委員を選択できるように思う。

女性の専門委員の数が、さらに増えると良いと思います。

専門委員としましては、裁判所に、少しでもお役に立つことができれば幸甚です。